

外来種対策に係る提言（案）

はじめに

生態系は、古くから微妙なバランスのもとで成立してきた。外来種¹問題とは、そこに外から新たな生物が人為的に入れられることによって、このバランスが崩され、生態系のみならず、農林水産業や人間生活など社会全体に影響を及ぼしてしまうことである。

ニホンジカやイノシシなどの在来種が生態系被害や農業被害をもたらすことがあるが、これらは、古くからある生態系のバランスが一時的に崩れたために生じるものである。

一方、外来種問題は「外来種が侵入していない段階では全く起きていない問題」が外来種侵入に伴って発生するものであり、在来種による問題とは異なるものとして対策を検討する必要がある。

栃木県における例として、現在クビアカツヤカミキリによる深刻な被害が発生している。サクラやモモの害虫は在来種にも数多く存在するものの、樹木の枯死までに至るケースは少ない。片や、クビアカツヤカミキリは、在来種にはない摂食量の多さや繁殖力の強さなどにより、平成 29（2017）年に栃木県で初確認されてからわずか数年で、1,000 本を超える被害を数えるまでに広がっている。

このように、外来種による被害のスピードはときに爆発的で、また、その影響は予想困難で甚大なものになる可能性があることから、今後、外来種による被害防止や新たな外来種が侵入した際の対応にあたり留意すべき事項を、特定外来生物対策在り方検討有識者会議において審議した結果を取りまとめ、以下のとおり提言するものである。

1. 外来種対策の基本的な考え方

（1）基本的な認識

外来種問題は、生態系、農林水産業、生活環境など、人間社会全体に脅威をもたらすことから、全県を挙げて対策に取り組むことが重要である。

また、外来種対策は、長期的に情報収集し、今後の状況を先読みし、また入ってきたものをいち早く察知すること、そして予期できなかったものにもいかに迅速に対応できるかが重要である。

（2）踏まえておくべき栃木県の自然的特徴

以下に示す栃木県の自然的特徴は、県の固有性、多様性として踏まえておくことが重要である。

- ・ 標高などの違いにより、亜寒帯から暖温帯まで様々な植生が存在していること。

¹ 「外来生物」とは外来生物法により定義されている用語であり、明治以降に国外から導入された生物をいう。「外来種」はこれより広い概念であり、もともとその地域にいなかったが、人為的要因によって他の地域から入ってきた生物をいう。

- ・大別すると、原生的な自然が残る「奥山自然地域」、集落とそれを取り巻く雑木林・人工林・農地などで構成される「里地里山地域」、人間活動が集中する「都市地域」があり、またこれらを構成する要素として「河川・湿地地域」があること。
- ・奥山自然地域は、気象条件に応じて成立する本来の植生がまとまって残されている地域であり、栃木県の動植物が将来にわたって生息・生育していくための核となる地域として重要であること。
- ・H21 環境省調査によれば、栃木県は里地里山の面積が関東地方で最も広い。里地里山地域には、絶滅の恐れのある種が多く生息・生育しており、奥山自然地域とともに、生物多様性を支える重要な役割があること。
- ・河川・湿地地域については、ラムサール条約湿地に登録された「奥日光の湿原」や「渡良瀬遊水地」、関東有数の礫河原を有する鬼怒川中流域など、特徴的な生態系を有していること。

(3) 対策の対象

特定外来生物は国レベルで影響が大きいとして外来生物法に基づき指定された種だが、地域によっては深刻な影響までは生じていない種もある。また逆に、特定外来生物ではないが深刻な影響をもたらす外来種も存在する。

したがって、施策の対象は、特定外来生物に限ることなく、地域の固有性、多様性を踏まえ、栃木県における侵略性についての評価が高い外来種を対象とすべきである。

2. 戦略的な対策の進め方

(1) 外来種の分布・被害状況等の把握

外来種の分布・被害状況等を把握することは、全ての対策の基礎となる。したがって、以下の点に留意して、継続的な情報収集及び整理の仕組みを確立すべきである。

(情報収集の具体的手法)

- ・基盤となる情報を、栃木県内の状況を熟知した有識者などの協力を得て整備すること。
- ・県民による主体的な協力を、県が作り上げサポートしていくことが重要であることから、市民からの情報提供を得やすくするために、情報の窓口を明確化し、広く呼びかけること。
- ・有識者や県民からの情報も踏まえつつ、市町と情報共有・連携し、県全体の分布・被害状況等を把握すること。

(情報の整理)

- ・状況を評価し、必要な対策を見直すうえで有効なため、継続的に収集された情報を元に専門家によるレビューを行うこと。
- ・得られた分布や被害状況の整理にあたっては、既に分布している地域と同様の環境を有する地域へは今後分布を拡大する可能性が高い、といったことを考慮すること。

(2) 集中的な取組の実施

栃木県の環境は多様であり、外来種の入りやすさ、何が被害を受けやすいか（生態系、産業又は生活環境）、守るべきもの等には違いがあるということを認識することが重要である。

したがって、外来種対策は、栃木県の生態系の特徴、一次産業の状況などを踏まえ、それぞれの地域において守るべきもの（場所、種など）を選定し、侵略性や緊急性に基づいて優先順位を付けたうえで、集中的に取り組むべきである。

(懸念される影響の一例)

- ・奥山自然地域においては、在来種との生息・生育地競合、在来種の捕食など、主に生態系への影響が懸念される。
- ・里地里山地域においては、自然環境と隣接して農林水産業、人々の生活が活発に行われていることから、生態系への被害のほか、農林水産業への被害、家屋に外来種が住み着くなどの生活環境への被害等、幅広い影響が懸念される。
- ・河川・湿地地域においては、礫河原や湿地など特有の生態系を有している場所では生態系への被害が懸念される。街と隣接している場合には生活環境への影響が、水産業が行われている場合には産業への被害が懸念されるほか、河川管理上の支障が生じる場合もある。
- ・生態系への影響は、自然公園、自然環境保全地域、ラムサール条約湿地等の保全地域の核心部などで特に懸念されるため、注視すること。

3. 県民への普及啓発

外来種対策を効果的に進めるうえでは、県民やその他県内の様々な主体の理解と協力が不可欠である。地域において外来種対策を行うにあたっては、行政と住民が情報共有及び連携をとることが大切であり、また例えば、外来種対策における基礎情報となる情報収集等において、県民が果たしうる役割は大きい。

したがって、県民の理解を得、また積極的な協力が得られるよう、外来種問題の論点、対策を行う意義等を具体的に分かりやすく説明できるように整理するとともに、防除等の成果が見えるようにすべきである。

(例) 普及啓発においては、まずは県民が関心を持ちやすい身近な事柄をターゲットとし、そこを入り口に外来種問題全般への理解を深めていただく、といった方法が考えられる。

4. 各主体の役割

外来種対策にあたり、主に想定される関係主体の役割は以下のとおりである。今後、主体間が連携し一体となって取り組むべき課題であるという認識の共有が必要である。

主体	役割
国	外来種問題に関する全般的な普及啓発、地域の取組における課題や対策方法の広域的な収集と共有、国レベルでの水際対策・防除プログラム
県	普及啓発のための共通理念の整理、外来種の分布等に関する情報収集整理、広域的な防除のための市町または他県との調整、環境省との情報共有、県内各主体の連携の主導、国への要望活動
市町	市町域内の防除・普及啓発の実践、外来種の分布等に関する情報収集への連携協力、住民への防除指導、地域計画の策定
県民	外来種問題の理解・それに即した行動、行政が行う防除施策への協力、外来種の分布等に関する情報提供
事業者・ 業界団体	外来種問題に及ぼす影響の回避・最小化と外来種対策に資する事業活動の拡大、業界内での普及啓発、行政への協力や防除活動 ・事業者が生物多様性等に関する取組を行う必要性、基本的考え方等については、「生物多様性民間参画ガイドライン 第2版」(2017年12月8日、環境省)が詳しい。
NPO, NGO 等	各主体と連携して、防除活動の核としての活動
有識者	外来種の生態・分布・防除技術等に関する調査研究・情報収集・情報提供、特に科学論文等による情報のオーソライズ

5. 行政間での連携の強化、体制の構築

(1) 他県との連携

海がなく、隣県と地続きになっている栃木県の地理的特色を踏まえると、外来種問題について、他県との間に協議会を設置するなどして情報共有及び連携の強化を図るべきである。

(2) 県庁内の連携

外来種による被害は、生態系のみならず、農林水産業、人々の生活環境など幅広い。人間生活全般に対する脅威であり、県が一体となって総力を挙げるべき課題であることから、県庁内に調整連絡会議を設置するなどして一層の連携を図るべきである。

(3) 有識者との関係構築

外来種問題は継続が重要である。県は、取組を継続するうえで有効となる、外部有識者などの人のネットワークを確保・維持し、定期・不定期に連絡を取り合える関係の構築を行うべきである。